

W02523474 号-3

日本原燃株式会社 殿

平成 23 年 2 月 28 日

ロイド・レジスター・ジャパン (有)
代表取締役 野井伸喜



平成 22 年度 第 2 回定期監査 報告書 (その 3) 濃縮事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	平成 22 年度 第 2 回定期監査
監査対象部門	(その 3) 濃縮事業部
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所
監査実施日	平成 23 年 2 月 9 日、10 日
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)

2. 平成 22 年度 第 2 回 定期監査の視点

2.1 背景とこれまでの状況

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJ と記す)は、日本原燃(株)殿(以後、JNFL と記す)に対して、平成 16 年度第 1 回定期監査以来、年 2 回の頻度で、計 13 回の定期監査を実施してきた。この一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで 32 項目)(以後、「改善策」と呼ぶ)」の実行状況と PDCA 展開状況に焦点を当て続けると共に、必ずしも改善策にこだわらず、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の効果を反映して適切に実施されていることの確認にも注力してきた。その結果、「品質保証体制の改善策」の実施成果は風化することなく定着していると評価した。

一方、平成 21 年 1 月に、再処理工場で「高レベル廃液の漏洩」が発生したことを受け、JNFL では「安全基盤強化に向けたアクションプラン(以後、「アクションプラン」と呼ぶ)」を策定して全社課題として取組んだ。前回の定期監査では、その第 1 年目の状況を監査した結果、「アクションプラン」の展開は概ね計画通りに推移し、軌道に乗せが果たされたことを確認した。

2.2 平成 22 年度 第 2 回 定期監査の対応方針

上記の経緯を考慮し、濃縮事業部に対する定期監査は、下記の事項に焦点を当てた。

平成 22 年度 第 2 回 定期監査の注力事項

対象事業部	監査実施項目
・ 濃縮事業部	<p>①平成 22 年度への継続課題とされた「アクションプラン」の展開状況</p> <p>②「アクションプラン」から日常活動に組み入れられた項目の状況 (通常業務に係る QMS の展開状況を含む)</p> <ul style="list-style-type: none">・各項目に係る PDCA 展開状況・各種業務の展開状況の監視活動 (内部監査を含む) <p>③この半年で発生した不適合事象 (ソフト／ハードの両面) の対応状況、及び、不適合抑止に係る活動状況</p>

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査(現場監査を含む)で構成した。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものである。「ある業務」とは、「アクションプラン」の各項目、あるいは、各部署が実施する各種の単位業務である。

- ①「アクションプラン」や業務の理念・目標を実現するための具体的方策が文書類に適切に織り込まれているか。
- ②実行に関与する者 (あるいは部門) の責任と権限は明確か。
- ③活動のために会議体を設けた場合、その使命と責任・権限は明確か。
- ④「アクションプラン」の場合、実行完了に至るステップが、現実的なマイルストーンで表示され計画されているか。
- ⑤「アクションプラン」の場合、全体又はステップごとの実行が完了したと判断するための「判定可能な達成尺度」が示されているか。
- ⑥新規制定又は改正された規定文書において、他の規定との整合が取れているか。
- ⑦策定された文書は所定の審査・承認プロセスを経て決裁されているか。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA 展開状況」の評価を行うものである。

実地監査では実態の把握が重要であり、被監査部門によって準備された状況を見るのでは意義が薄い。従って、実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要しても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

- ①「アクションプラン」等の実行は、文書で定めた要求事項を満たしているか。
- ②実施された成果（又は中間成果）は、所定の手順を踏んで、関係者に報告されたか。
- ③当該報告に対して経営層等から指摘・要望を受けた場合、適切なフォローが行われたか（行われつつあるか）。
- ④実行の目標期限（あるいは目標周期）に対して遅れが生じている場合、現実的な修正計画が策定され、関係者の理解が得られているか。
- ⑤実行行為が反復・継続される性格を有する場合は、PDCA 展開を確実に行う体制が整備されているか。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部に LRJ の知見を活用することとした。

- ◆JNFL 各部門の品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ◆安全基盤強化に向けたアクションプラン（対象：全部門）
- ◆JEAC4111-2009（日本電気協会）【諸活動の底流として】

5. 監査結果の評定

監査対象テーマは、あらかじめ計画された監査時間を考慮して、監査部署ごとに異なっている。監査結果は監査項目ごとに取りまとめ、監査チームとしての基本所見を表示した。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

6. 監査員

監査は 2 名 1 組のチームで対応し、従前と同様に、内 1 名が司会進行役を務めた。

7. 監査結果

濃縮事業部に対する今回の実地監査は、安全管理部 品質保証課を対象とし、アクションプランの水平展開状況に係る監査、及び従来の「定期監査」の延長としての監査を行った。

添付1に品質保証課に対する監査結果を示す。また、監査日程と出席者を添付2に示した。

このたびの監査での総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

(1) 「指摘事項」、「観察事項」及び「提言事項」とも観察されていない。

濃縮事業部(品質保証課)においては、当該部門が関連する「アクションプラン」は、着実に実践・実行されていることを確認した。従来の「品質保証体制の改善策」項目についても、風化することなく、定着した活動となっていることを確認した。

今回の監査対象としたいすれの活動も非常に行き届いた対応状況であったことを特記しておく。

監査に際しては、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めるように心がけた。アクションプラン、及び「定期監査」に関連する項目に対しても「指摘事項」、「観察事項」及び「提言事項」に該当する事項は観察されなかった。

全社アクションプランの活動は、まもなく第3年目に入る。その対応方針を策定する際には、「日常業務で管理」とした各項目について、改めて監視し、問題なく定着していくことの再確認を含めることを望みたい。

(2) 濃縮事業部(品質保証課)に係るアクションプラン項目の対応

濃縮事業部(品質保証課)に係る主要なアクションプラン項目は、マネジメントレビュー活動を含む「コミュニケーションの充実」、及び「中間管理職の他企業研修」が挙げられる。マネジメントレビューへ上程される資料は、課・グループ内での資料作成から順次、上位職制に向けて業務(品質)目標活動実績の取りまとめが行われている。最終的に各部門長の報告要旨は、活動項目毎に品質保証課が整理・取りまとめを行い、事業部長レビュー用の「業務(品質)目標の達成状況管理表」となる。当該資料の作製過程において、各職制の上長が活動内容の有効性の有無を容易に把握できるように、活動実績表への記載方法がマニュアル化されており、有益な事業部長マネジメントレビュー用資料となっているものと判断できる。

教育・訓練の充実(中間管理職の他企業研修)については、品質保証室との連携のもと、濃縮事業部内の事務担当部門として、適切に対応していることを確認した。

(3) 一般品質保証活動

今回の監査において、規定文書類の制定・改正状況、内部監査、及び不適合管理等を監査対象としたが、いずれも適切に実施されていることを確認した。

内部監査においては、事前に監査チームによる綿密な監査チェックシートが準備されており、かつ、抜き打ち性を徹底した監査手法の採用等、質の高い内部監査が実施されている状況を汲み取ることができた。また、適切な不適合処置の状況と相まって濃縮事業部の「品質保証に係る活動」は良好なPDCA展開が維持・継続されていると判断できる。

以上

添付 1

平成 22 年度 第 2 回定期監査結果

(濃縮事業部に対する実地監査)

平成22年度第2回定期監査 部門別 監査結果（「濃縮事業部」 No. 1）

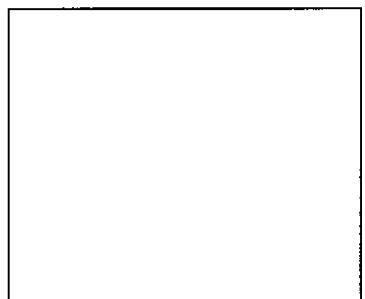
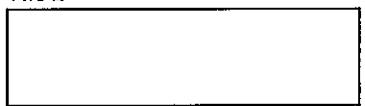
被監査部門	安全管理部 品質保証課	T
監査実施日	平成 23年 2月 9日	
(文書監査)	(参照文書・記録等)	
<p>品質保証課が所管する文書①を含む6件の規定の改正状況を確認した。文書①の改正は、保安規定の改正に伴う内容の整合及び保安活動に関する職務に該当する「加工施設の定期的な評価の総括」担当の変更等に関するものである。また、その他の規定改正も規定内容の理解を容易にするための改正等であり、QMS上、特に問題となるものではないことを確認した。</p>		
(実地監査)		
(1) 安全基盤強化に向けたアクションプラン関連項目		
<p>第3四半期の課・Gベースの「業務管理実施実績」表が文書②のように各課で取りまとめられた後、文書③及び文書④と順次、上位職制の評価が行われている。文書②～④の作成に際しては、上長が活動内容を正確に把握できるよう、その記載方法が文書⑤で規定されている。これらの資料を品質保証課において総合的に取りまとめた文書⑥が事業部長レビュー(文書⑦)で報告されている。事業部長レビューでのチャレンジ項目は、文書⑧に取りまとめられ、確実に管理される仕組みが機能しており、欠落なく次回の事業部長レビューでフォローされていることを確認した。</p>		
<p>また、マネジメントレビューでのチャレンジ項目についても同様な対応が行われている。</p>		
<p>教育・訓練の充実(中間管理職の他企業研修)については、品質保証室との連携のもと、濃縮事業部内での事務担当部門として、適切に対応していることを聴取した。</p>		
(2) 内部品質監査の実施活動		
<p>平成22年度に品質保証課が実施する内部品質監査計画書(文書⑨)が事業部長承認の後、関係部署に通知されている。</p>		
<p>監査に際しては、事前に監査チームにより、文書⑩の綿密な監査チェックシートが準備されている。監査時における指摘事項の提起やそのフォロー対応も適切である。有効性評価を取り入れた対応及び抜き打ち性を徹底した監査手法等、濃縮事業部にとって有益な内部監査となっていると判断できる。</p>		
<p>内部監査により是正が必要とされた事項については、文書⑪のリストにより確実に管理が行われていることを確認した。</p>		
3. 不適合事象への対応		
<p>文書⑫により、不適合事象に対して、「不適合の内容報告」、「是正処置の要否」及び「当該品の処置」が所定の手順に従って適切に実施されていることを確認した。是正処置は、文書⑬に従って実施されており、処置効果の確認は、文書⑭の不適合等検討会で議論され、その内容が承認されるシステムが確実に機能していることを確認した。</p>		
(第三者監査所見)		
<p>濃縮事業部における「アクションプラン」の担当項目及び一般のQMS活動の事務局として、着実な活動を計画／主導している。PDCA展開は、非常に有効に機能していると判断する。</p>		

添付 2

平成 22 年度第 2 回 定期監査

**日程及び出席者
(濃縮事業部)**

**平成 22 年度第 2 回第三者定期監査日程及び出席者
(濃縮事業部)**

実施日	実施時刻	被監査部門	実施内容	出席者	実施場所
2月9日 (水)	9:30~10:00	全被監査部門	オープニング ミーティング	出席者 	濃縮・埋設事務所 4階 C会議室
	10:50~11:50	安全管理部 品質保証課	監査	対応者 	
2月10日 (木)	10:00~10:30	全被監査部門	クロージング ミーティング	出席者  事務局 	濃縮・埋設事務所 4階 VIP会議室